

第23回 事故防止誌上講習

前々回の誌上講習の輪禍は重度後遺障害を負った人々の事故後の状態について記しましたが、今回は事故を起こしてしまった運転者の輪禍について記してみたいと思います。

平成22年7月20日より日本経済新聞の朝刊に4回にわたり「癒されぬ輪禍」と題し、事故を起こしてしまった運転者の「事故後の悲劇の波紋」が連載されていました。この記事参考を小生の拙い経験を踏まえ記してみたいと思います。

◇ 第1回は飲酒運転の背景と対策等です。

アルコールが入れば人は概ね朗らかになり、気が大きくなります。

飲酒運転の背景には飲み始めるとコントロールが利かず、つい飲酒運転を繰り返したり、仮眠すればアルコールは抜けると思い込んでいる人がいます。加古川刑務所交通区の受刑者、刑務官の話では酒を止めたくとも止められず、所謂アルコール依存症という病気にかかっている場合があります、またそれに気付いていない人もいるとのこと。

厳罰化や取締り強化などで飲酒運転による死亡事故件数は2000年を境に減少傾向にあるものの、ここ数年の減り方は鈍化しており、「飲酒事故ゼロ」への道のりはまだまだ遠いようです。

警察関係者の話によると「規範意識の低さやアルコール依存症の患者の飲酒運転が根強く残る」と云っています。特にアルコール依存症の人は飲み始めると制御が利かず、つい深酒になり「運転してはいけない!」という判断が出来なくなってしまうとのこと。

飲酒運転の違反歴がある人を調べたところ、男性の約半数に依存症の兆候がみられ、また厚生労働省によると依存症の患者は日本国内に80万人おり、予備軍が数百万人いるとされています。

上記の状況を踏まえ、断酒会がある地域もあり、同会では断酒をお互い励まし合うことで飲酒運転を止められたケースもあり、警察庁も今秋を目処に飲酒運転で免許取り消しになった人に向けたカウンセリング講習など新たなモデル事業に取り組むようで、国も厳罰化以外の方策を探り始めているようです。

ただ、皆さんの記憶に残っている東名高速で

の若い女児2名が車内に閉じ込められ、焼死した事故や福岡県での橋の上で追突され車が海に突き落とされ、3名の幼児が亡くなった事故はいずれも飲酒運転が主原因で、悲惨な結果を生み出した事実は自明の理です。酒を飲んで運転すれば動体視力の低下など運転に支障きたし、人を殺傷してしまうおそれがあり、「**飲酒運転は犯罪行為である**」ことをしっかり認識しましょう。

◇ 第2回は高齢者の運転による事故です。

運転歴30年以上の70歳に近い高齢運転者がアクセルとブレーキを踏み間違えて、初めて人身事故を起こしてしまった例があり、この高齢ドライバーは二度とハンドルを握らないと決め、車が不可欠な自営業を廃業したとあります。

また、同様の事故が10年前は585件であったのが、近年1,483件にまで増加しています。

高齢者は「**反応の遅れ**」や「**動体視力の低下**」で事故を起こし易くなります。

世の中少子高齢化が進み、高齢ドライバーは増加の一途を辿っており、高齢者が死亡事故を起こした割合は10年前は12%だったのが昨年は20%にまで増えています。

対策として免許更新時に「**認知機能検査を義務化**」し、医師の診断や交通違反の状況で免許を取り消せるようになりました。

そして記憶力・判断力について、約18%の高齢者が低下しているデータも出ています。

こういう状況下、39人が免許取り消しになり、自ら手放した人が112人いるということです。

都心に住居をかまえる高齢者は最寄りの公共交通機関が発達しており、日常生活に欠かせない買い物などで移動するのには、さほど不便はありません。しかし田舎に住む高齢者にとって車は必需品であります。

不安をかかえながらも運転せざるを得ない事情もあり、「**過疎地の足 模索の動き**」の見出しで、交通過疎地では乗車する時間や場所を事前に指定して利用者が乗り合う「**デマンド交通**」なるものがあって、ある大学の教授は国や地方で工夫して高齢者が不便なく暮らせるように環境整備を急ぐ必要があると強調しています。(次回に続く)